教令類纂

次集六七

八

9

ワ保3
965
9

日光御奉詰

第十六号

門7保3
號965
卷9

同會

教令類纂二集六

日光門跡諸之部

自安永八年
至同年十二月

安永八己亥年正月晦日

大月分に

一日光門跡より京都御屋敷へ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

正月

右大成令後集

安永八丙申年二月朔日

日光

御社参ニ付諸番ニ向テ被仰渡ル二月十八日陽ノ光西ノ刻

下ル御令板ニ付平右衛門殿ヘ被仰出ル為ニ御使ヲ以テ

以上

二月朔日

西尾志摩守

内藤左平衛

村上三十郎

右令條禄

安永八丙申年二月八日

右令條後写

西尾志摩守

右左平衛殿

安藤源四郎殿

久松備前守殿

内藤左十郎

村上三十郎

江戸　御發駕

十二月十二日

日光　御着

同　十六日

日光

御宮參詣

御参詣

御参詣

同　十七日

日光　御發足

辻　源之丞

同　十八日

江戸　還御

同　九日

右之通取扱ひ

右天明集録

安永八己酉年　二月　日

右通り堅厳

出羽守殿　仰渡

四年志ノ内

元

一日元　御年賀御祝儀ハ外ニ諸家ハ諸藩ハ
用ヒ来ル

一此儀ハ御家来ハ元日ハ奥方ハ年賀ハ
来ル

安永六酉年　二月分

河内　右十郎
村上　三十郎

一日元御使者御用ニ付ハ内海伝右延
次　作兵衛ハ新六郎　御使者ハ御用ニ付
内海伝右延次　作兵衛ハ
一ハ長沢伝六郎　作兵衛ハ
出ル　御門番ハ
来ル通ハ

二月

河内　右十郎
村上　三十郎

右大成令後集

安永丙申年二月吉日

太田備後守
本多志摩守
右両老中
安藤信正
御側
御用人
村上三十郎

一日光御宮御参詣ニ付両御老中ニ而安藤信正ニ申渡

右之通御老中ニ出ス

二月

右天明集録

右通相違
右写之
田所

安永丙申年二月十七日

大月分
小月分

右之通

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月

[illegible]

安永丙申年二月十八日

大月分
小月分に

一日晴　御城へ新年賀し御書院へ伺候御書院にて

一番　御作し御書院へ伺候御書院にて新年賀し

[illegible]

二月十八日

[illegible]

安永丙申年二月廿日

[illegible]月分に

一日光仏作り[illegible]

[illegible]

一仏作中　御[illegible]

[illegible]

一御[illegible]酒并雅楽[illegible]

[illegible]事

[illegible]

二月五日

[illegible]天内集係

寛永丙申年二月五日

大月分に
小月分に

御社参[illegible]仏作中会事[illegible]概[illegible]

仏供[illegible]

二月五日

[illegible]書分[illegible]　天内集係

寛永丙申年二月

大月分に
小月分に

面部十二所頭し刺ん四三日十二月

御城内御ゆとに用ひ接刺供ひ奉し申し供ひ奉し同給し永八一切

御城 御遠節供奉れ申ひ給ひ申て永れ奉し事

但高西ゑ医師ゆ被八人留情所に所供ひ奉ひ申ひ

一御役ゑ公儀事ゑ

御城に所節参ひ申し

しゑ申出参ひ奉し申 御遠節に所に被所参ひ

以て紙に仕奉被ひ奉へゑ申ひ事

一置御ゑ表ゑ出百姓ゑ刺ひ人留て申ひ事し申ひて永れ

奉ひ事

右ゑ紙面に下ゑれ申ひ

二月

右ゑ申ひ集深

安永八酉申年二月

但月分
但後に

日光

御社参ゑ公儀ゑ刺し 御先ゑ公儀ゑ供し申ひ事

但後ひなりゑ表ゑ出ゑ人て家ゑ申ひ事に被刺て申ひ

一御中間ゑ家後ゑ御ゑ申ひ事に被ひ表ゑ出ゑ歩行ゑ申ひ供

供ゑ申ひ供ゑ表ゑ出ゑ刺ゑ人ひ申ひ供し刺ゑ世話ゑ供ひ

宿ゟ出ル時ゟ又ゟ し場（以後の仕ル

右古戸全後集

安永八酉申年二月

（以後の仕ル）

日光御社参ニ付小石川紙漉仕候ニ付丈八人ゟ年ゟ指

出ス方へ弁ル之儀ハ先ハ紙漉ハ

一枚漉（職）ハ右ハ後ハ漉場ゟ漉場ゟ

之下漉ハ漉ハ同様ニ漉ハ

以後ハ漉ハ紙ハ

安永八酉申年二月

（以後ハ高ハ

以後ハ年寄ハ

村上ハ年寄）

日光御社参ニ付紙漉（職）

中ゟ上ハ漉ハ之ハ

漉ハ出ハ

ハ出ハ

[illegible]

[illegible]

あ永六丙申年二月

日光

御[illegible]

法[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あ永六丙申年二月

日光

一日光[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一十六日日光

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一十七日　[illegible]

[illegible]

一例幣使　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月

[illegible]集録

[illegible]永丙申年二月

[illegible]月分に

一日元[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月

[illegible]大成令後集

[illegible]永丙申年二月

[illegible]月分ハ

光

一南ハ日光　御宮造営ニ付　[illegible]

御[illegible]

[illegible]

一御[illegible]ハ

御[illegible]代　拾石以上

御[illegible]代　弐百石以上

日[illegible]　三百石以上

[illegible]

一御[illegible]ハ

[illegible]　拾石以上

日[illegible]　弐百石以上

日[illegible]　三百石以上

[illegible]

右[illegible]

二月

右天明集録

安永六酉申年二月

以御定書行

一日光

所社奉行より中川筑前守へ今般江戸中町奉行方より
判形遣取致し合相違ゆえ事

一近国し猪狩押送候人夫江戸へ召寄帰村致し候ん
旨町奉行より村方へ申渡候趣を桃灯
こゝ下絵をし見合通ゆえ事

一上質絞付茶或其ゝ絞ゝ相通て事

一出家女芸者髪ゝし ゝの ゝ ゝ紙ゝ通て事

右ゝ紙取扱ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

二月

右ゝ内集録

安永六酉申年二月遠ゝ ゝ

以月番ゝ

一日光　所社奉行より中川筑前守へ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

一上質絞付茶或ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

一家女共黄髮之し老之者紀伊国ニ而
右之通百姓之者大目付ゟ被仰付之者年
寄共紀伊国ニ而名主ゟ被仰付之
下之者也

二月

右令條張

安永八乙酉年二月

○

元年高ゟ
江戸ニ
村上ニ年寄

元

一弥同心
一此中方
一此小人
一此野鍛冶者
一此馬口付之者共此馬間中宿
一栗毛共此馬之内彩組中宿
一此家地之者
一家来

右之通先此仕方本後一日毛人分十七人ゟ

被下候得ハ其所ニ而右御證文相渡可被下候海部ニ而以上

請候

右之通被仰付候

二月

右大阪今度渡案

安永五丙申年二月

覚

石谷備後守
安藤弾正少弼ニ

一此度日光
御法会道中常例之通道中より

老中若年寄中其外御役人為御見分被差遣候者宿々人馬等先触次第差出候様

宿々御用之者ニ御家来衆当御役所宛ニ而相達候

一御代官支配所ニ而御用物継立之儀差支無之様相心得可申候右之

御用ニ付寺院或者寺社奉行之掛り之切手有之候共

被成候事

右之通宿中江可相通候

安永五丙申年二月

正木志摩守
河野吉十郎江
村上三十郎

日光御法会之御用ニ付此度十日ゟ相休　還御以後ハ先規之
日々発足ニて相勤候御用之儀ハ通達可被致候

安永五丙申年二月

町奉行江

日光御社参御留守中町方江申付候

一町々火之元之儀兼々引籠入念火之元等相改可申事

一平生風烈之節者町々夜廻之者相増人数出之町火消人足ハ勿論之
支度いたし鎮火迄御留守中者平日よりも夜廻之者相増
出火之節火消人足も致支度揃置候様右人足共召連可申事

急度相守事右達之紀之内相見候ハヽ出火無之とも急度
怪敷もの有之候ハヽ召捕右役所江差出候右違犯之者有之ハ
何様抔遠慮いたし不申候事

一町方自身番屋番人毎夜致出火之節御留守中壱人
夜番番人無懈怠廻り町方之者共江附添致
其者之相手之儀ハ留置其者ハ早々右役所江訴出
可申事

右之通可被相触候

一御留守中毎日自身番屋町役人罷出可相勤事

一名主并年番之者共毎日一度宛見廻り可申

可然ヶ事

二月

安永丙申年二月

六月一同年新し日光被遣ル例年ハ六月出ル

大目付ヘ

面々ハ一ヶ月ハ江戸ヶ月ハ日光

御社参ハ毎ヶ月ハ二月ハ

ハ江戸ヶ月ハ

二月

安永丙申年二月

二月ハ江戸ヶ月ハ

日光能

御社参被仰付

御参日光ハ隼人ノ隼人ノ

出ル

二月

右大成令後集

安永丙申年二月

一当正月日光
御社参ノ分ハ
御機嫌ヨキ事ニ
一四月廿七日ニ
大御所様ヨリ
御使ヲ以
大御所様御病気ニ付
御見舞ノ事
一五月朔日ニ
還御ノ事

一五月朔日ニ
還御ノ事

一五月朔日ニ
還御ノ事
一同月廿日ニ
御機嫌ヨキ
御目見ヲ以テ
御祝ノ事
一五月廿日ニ
御目見ヲ以テ
御祝ノ事
一五月廿日ニ
御機嫌ヨキ
御目見ヲ以テ
御祝ノ事

以後売申ニ於ては銭札其外紙預證類通用いたし候もの有之候ハヽ
銭札并為預札并銭預り証文取引致候ハヽ
右之趣ニ付右之趣三郷町中并在町中江不洩様可触知もの也
大目付より相達候写之通相心得候様御触候在中江も可触知者也
右之通

三月

右之時集録

安永五丙申年三月廿日

一日光　御社参来ル申年四月十七日御参詣有之候筈之由右ニ付仰

此度日光御社参ニ付諸人困窮いたし候ニ付往還筋ニ而不埒之儀有之間敷候
其外之人馬ニ付御用向又者自分荷物等ニ而も人馬継立之もの不届
者共宜敷ニ而候

三月廿日

右之趣御目付より達有之候間其旨相心得可申候

右達候

三月

右令集録

安永五丙申年六月廿日

[illegible]月分に

一[illegible]百石[illegible]御[illegible]

於御[illegible]

仲[illegible]

[illegible]

一[illegible]百石[illegible]

[illegible]

元禄[illegible]

[illegible]

[illegible]月

右天明集録

安永[illegible]丙申年[illegible]月分

[illegible]月分に

御[illegible]

日光

右[illegible]

紀[illegible]

御[illegible]

右[illegible]

[illegible]出[illegible]

西園寺殿御方へ参り申つぎ申候

右同年中に紀伊守殿へ参り申候人員三百人

後世人の仕事に成り申候て申候

右之通申上候事

二月八日

右大阪合戦集

安永元丙申年二月六日

月七日[illegible]

御成敗　　[illegible]　大網音物

右迎に参り申候旨御書に申候

右之通月分に参り申候事に成り申候

二月六日

右宝恵数数典

安永元丙申年二月七日

日光御参詣月分に

御社参に御出中に[illegible]若[illegible]

[illegible]

山[illegible]

御鷹匠頭衆中より横田筑後守まて右之通申上候處
御用御鷹之内ハ前々之通ニ而有之候故見合候
御鷹野先迄之儀ニ付候又ハ御鷹匠之儀 右ニ付御差出候
葉山へ遣し候御案内仕奉申上候 御鷹之先鉄砲方へ被仰付
案内之者御鷹之節差出候者之節も差出候様ニ可被仰付
下り候
右之趣ニ付御用ニ付差支無之様可致旨被仰出候
右之者集録
安永五丙申年二月九日

日光 御社参ニ付先達而被仰出候通来ル四月十日迄ニ罷登 右
為御用諸事取計之儀申渡候様被仰付候
二月廿日
右之通御目付へ申達し候て被仰渡候
右令條録
安永五丙申年二月十日
大目付
御目付江
日光御社参ニ付而ハ来ル四月十三日 日光 御参詣被遊候
右ニ付御沙汰之者共も同様可被心得旨可被仰渡候

御条札 御筆之以御紙面當方ゟ之面ニ而右任も治りのまゝ

前文之趣ニ付次第ニ而御聞済ニ付 御所之茂

拝見之致候處 遥筆之附前文御取計之上合意之大略遠

而御答之四月廿日ニ而手紙遣し候

三月

右之通集録

安永五丙申年三月十日

三宅志摩守

河野伝十郎江

村上三十郎

溝口大隅

久世丹三郎

中嶋喜兵衛

中川修理

當地日光

御朱印之義之儀御請取之上遣候様御取計候

候由右御見分之後絶御掟書御請取之上御返事申付御聞済ニ

合申遣御返事之通合申付合相済之由御請取て御返ニ

右之趣中川修理へ申付達候旨右之通可申出候

右之段

三月

右大成令後集

安永丙申年二月十日

右近衛将監
出羽守藤原

以同対に

日光 門跡来 還御前供奉仕り別し而こと
信を寄事なるへくい和歌を
てあるなり

右之通て記録

二月

右令保録

安永丙申年二月十日

以同対に

日光山毎年一度参詣御門跡
山参詣来り仕候間之

二月

右大成令後集

安永丙申年二月十日

[illegible]

[illegible]

安永八酉年二月十八日

日光御社参に付御先へ上使として[illegible]

二月十八日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

安永八酉年二月十九日

大目付

（御社参の儀に付）

日光

御社参に付御先へ上使として[illegible]紀伊中納言殿

尾張中納言殿より老中へ御使を以て[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月

右之内集孫

安永八酉申年三月

大月分江

日光

御社参之御供　還御前後之御供

乙方様江

三枝二両

拾石以上

大納言様江

三枝二両

拾石以上

乙方様江

三枝二両

大納言様江

二枝一両

公方様江

二枝一両

大納言様江

二枝二両

拾石以上

乙方様江

三枝二両

大納言様江

二枝一両

公方様江

二枝一両

大納言様江

二枝二両

拾石以上

一種一袋　　壱百石以上

二方様に
一種一袋

大和芋様に
一種

御親類様に
一種一袋　　壱百石以上

御親類様に
一種

右之通に御下賜被成候者
御年九歳以上之分に而ハ
御親類様ハ
進上物ハ
し申候ハ、南部しとの代に而ハ
右之通ハ
三月
一時ハ陽春し申候ハ、南部
右之通ハ

二月

安永八酉申年二月

日光 御成 江戸 御義宮之ヶ御

御旅宿 御義宮 日光

還御 御義宮之

御供稲垣中納

西条 若殿様

江戸 吉千代御 江

村上 三千御

右之通被 面地ニ被相願ハ

三月

安永八酉申年三月大月

大月分

所々分

伊勢参宮分 江

[illegible]

[illegible]

伏見分

一人宛行方に付

板倉伯耆守
酒井右京亮
加納遠江守

大目付　壱人
町奉行　弐人
勘定奉行　壱人
留守居　壱人
小普請奉行　壱人
作事奉行　壱人
右之通仰せ付

右之通相定申候に付
御役人中様方へ申聞候ては如何に思召候
下ゟ御達申上

三月廿日

安永八亥年三月廿日

南部内匠頭

三宅志摩守
河村左兵衛尉
村上三十郎

御作事方右筆御用所より日光御用ニ付候間

様子相応ニ御手当被下候様仕度奉存候

右之銀向為御褒美被下候

右之明集録

三月

安永五丙申年三月十九日

日光御宮番方人組
御鷹方御門番衆
仰付

松平和泉守
松平大和守

牧野備前守
戸田能登守

同所御用之節
御用掛
仰付

石川下総守
内藤伊賀守
松平式部少輔

日光御宮御参詣
勤番衆
仰付

柳沢式部少輔

右之輩去ル七日ゟ御用中ニ付 御褒美

差合

日光御参詣之儀

佐野讃岐守

並之口

一柳數吉

水干橋

元御采新橋

芝口橋

右前面以 仰付被成 [illegible]

以 仰付被成

安祥院殿宮内卿

以仰付

右於門前 [illegible] 乱行 [illegible]

右宴会新典

安永八己酉年 二月十九日

七井豊松

久永松之助

七井為之助

松平信之允

日光

御社参之儀仰付被成 [illegible]

朱芋

井伊掃部頭

堀内主殿頭

西尾志摩守

中奥橋摩守

土田伯耆守

牧野内匠

依式作列之面々

衣冠

安倍対馬守

朱人 [illegible]

大炊

[illegible]

[illegible]

布衣

御目付弐人　御使番三人
御徒目付四人
御書院番組頭二人　御小姓組頭二人
御徒頭弐人　小十人頭　二人
素読
御小姓組一組弐十七人　御書院番一組弐十七人
右之外紫宸殿ニ而右之外之者被相勤候
右之通紙面ニ而ニ達候
三月
右大成令後集

安永五丙申年三月
御目付江
御使番
小出主膳
松平三右衛門
日光
御社参御用中御目付被仰付候　伺候処留守中相勤候
右之御集録
安永五丙申年三月

出行之節御触

一御行列之節家より前々出候人と申ハ二三間と心得候て
出人数を多く揃候ても猶多く出候人数も出候様ニ
二三間不延ニ而出と張候義在候事
一殊ニ御行列之節出人之儀ハ一切見合申間敷候若又見合候得共
其ハ致し方之銭を取候とて頭より又重ニ付而も
又ハ家より先へ押出し候とも殊ニ出候ても方ハ宜敷候
右之節も御沙汰之出下申事
一御行列之節ニ而御触之内ハ急候共ニ致候ニ付御先
立候ニ而御触之通御申渡候時も同様之事

右寛政類典

安永五丙申年三月

日光

御社参御行列　上覧之者存し難き事ニ付
一上覧之者江戸之者ハ勿論御行列之人数并出家社人
ハ諸々之向々ハ羽織袴着用歩行候儀ハ勿論之儀ハ羽織袴着用
之事
　但出家ハ分ハ其分ハ是迄之通袈裟衣着用候事
一諸々之者の練足袋着用并ニ足袋ニて申分け無之事

一瘡ゟ之出血ニ而ハ敷物ゟ出血ス事

一神田橋ゟ一之橋ゟ内ハ堀ニ成橋不ル有ル時ハ
ハ火消人足橋ゟ内ハ堀ニ成橋不ル有ル時ハ
少事

一上総ゟ舟ゟ元ゝ年貢物ニ集ル物ゟ運搬ス
ル事

一ゟ出ル舟ゟ元ゝ年貢泥雑ニ付ル事

一ゟ出ル舟ゟ内ハ七十丈ゟ内

上総ゟ来ル舟ゟ内ハ

舟ゟ内ハ

一ゟ出ル舟ゟ内ハ

仙台ゟ来ル舟ゟ内ハ

年貢米以ニ付ル

一歩行ゟ者ゟ

舟ゟ神田橋ゟ内ハ

立人ゟ

一時ゟ

一ゟ

一ゟ

一ゟ

一ゟ

御陵ゟ

八幡ゟ

右之紙一枚表書有之

二月　　九毛一学

安永六丙申年二月

日光

御社参ニ付来月廿日ヨリ御用ニ上総ヘ　作田藩

ヨリ一ツ橋ヘ御用ニ地方数集ニ付ガ文ヨリ紙ニ書面ニ

田中藩田あり御編笠ニ付ニ書ヨリ御編笠ニ付ニ

上総ヘ御社参ヨリ一ツ橋ヘ出来ヨリ一ツ橋ヘ御用ニ

中田藩ヨリ出来物ニ付ニ御用ニ付来ル

○

白子屋自殺ニ付ニ紙ニ書ニ記ス中

書ニ

二月　　九毛一学

安永六丙申年二月

日光

御社参　御行列

上総ヘ長谷寺観音ヘ参詣

しに御行列ヨリ出来ル御用ニ付ニ二階家

本ヨリ簾ヨリ出来ル御用ニ付ニ

為ニ問ル為ニ御用ニ付ニ

二月　　九毛一学

右令條録

安永五丙申年十二月

大目付江
御目付江

御料私領寺社領以下河川通船之儀ニ付相願候者も有之

遠國之面々可被心得候 御代官 御預所ハ支配ゟ可相觸候

東海道筋川々九月九日迄ニ相濟候様可被申付候

但書付之通可被相心得候

右之通可被相觸候

十二月

右大成令後集

天明丙午年三月[illegible]校

日光御宮御造営部

安永五丙申年三月

市谷八幡社

日光　御社参相済　還御以後造営見積可申旨

五月廿四日御宮御再興御造営

献物有之候儀御遠慮可被仰出旨

二月

大工頭集詠

安永丙申年三月　大目付

日光　御社参御留守中

右之外普請奉行役人並普請組同心　外出不役

八月廿三　城内

右之通之儀道中　城内御留守中若し差支之儀有事

一諸色御用物諸商人共出留守中　其上ニ役所御機嫌伺

一出留守中諸奉行多分不在之時可有之事

一所々勤番之者奉行役人の命令有之ハ

[illegible]

[illegible]

一所々出番者奉行役人の命令有之ハ

[illegible]

大手出

[illegible]

内桜田門

紀伊殿山下門

[illegible]

右出門番之所ハ切手ハ但平川口出ハ常之通ニ仕候番之所

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一ツ橋門
半蔵橋門
清水橋門
日比谷口
和田倉橋門
竹橋門
雉子橋門
神田橋門
呉服橋門
数寄屋橋門

右之内ニ而ハ三ヶ所之内ハ所有之ニ付ハ通ル者ハ
番人ヲ有之ニ付ハ門ハ番所ニ而ハ通ル者ハ
板ヲ以ル事

一清橋門出ル者ハ家ヲ以ル事ハ先例ニ而ハ
多門ハ出ル者ハ家ヲ以ル事ハ少ク事

一清橋門出ル者ハ相止ル事ハ
一仕廻ル者ハ相勤ル者ハ月番ニ而ハ
番人ヲ有之ニ付ハ門ハ番所ニ而ハ通ル者ハ
板ヲ以ル事

一ツ橋門
半蔵橋門
清水橋門
日比谷口
和田倉橋門
竹橋門
雉子橋門
神田橋門
呉服橋門
数寄屋橋門

右之内ニ而ハ三ヶ所之内ハ所有之ニ付ハ通ル者ハ
番人ヲ有之ニ付ハ門ハ番所ニ而ハ通ル者ハ
板ヲ以ル事

一清橋門出ル者ハ家ヲ以ル事ハ先例ニ而ハ
多門ハ出ル者ハ家ヲ以ル事ハ少ク事

一清橋門出ル者ハ相止ル事ハ
一仕廻ル者ハ相勤ル者ハ月番ニ而ハ
番人ヲ有之ニ付ハ門ハ番所ニ而ハ通ル者ハ
板ヲ以ル事

[illegible]

二月

安永又丙申年二月

中勘定奉行ト

晃

[illegible]

道中長雨又大風多ク[illegible]

[illegible]

二月

安永又丙申年二月

中勘定

晃

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月

[illegible]

安永又丙申年正月朔日

右元日先山　還御ノ後慶賀ノ儀ニ有之候

右於御書院酒宴

松平越前守
松平大学頭
松平出羽守
松平左兵衛督
松平新右衛門
松平左近将監
松平土佐守
松平大炊頭
松平左京亮

右月番両奉行ニ面会ニ而ハ面会ニ成ル

松平治部少輔
松平豊後守

以後ニ御礼ニ有之候

但初ノ面会ニハ茶菓之儀ハ後ニ有之候

右於御書院酒宴

安永又丙申年正月朔日

右五月節句ニ付

松平伯耆守
松平大和守
松平摂津守
松平出羽守
松平右京亮

石谷豊前守
安藤弾正少弼
牧野大和守
村上三十郎

日光御奉行
御勘定頭御役所
布衣以上之御役人

右者後日為御覧 御觸類ハ元差出尤御勘定所ニ拾壱ヶ年ヨリ以上御用

四月朔日

右條令集

安永五丙申年四月

大目付
御目付え

日光道中継人足之儀人馬賃銭割増之分御定之通ニ差出候ハヽ宿々ニ相違無之
其外ニ継人足之者共も不苦候間可申渡候
右之通向々ニ可被相達候

四月

右天明集録

安永五丙申年四月八日

大目付
御目付え

御勘定奉行
御勘定吟味役
布衣以上之御役人
寄合之御書

[illegible]

勅書中川忠兵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一日光山[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一今度下列

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右今條[illegible]

安永丙申年[illegible]月

日光[illegible]

[illegible]

一今度[illegible]平[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]中一[illegible]前[illegible]義[illegible]而[illegible]
一[illegible]月[illegible]
[illegible]
[illegible]

出羽代元信元信元年長布衣出羽侍人　沙弥長慶出家　法眼に
[illegible]　[illegible]　入門[illegible]
一沙門成　[illegible]
[illegible]通[illegible]

巳月

安永又丙申年巳月

神田橋門番　中川[illegible]
[illegible]

松平[illegible]
[illegible]和泉守
松平甲斐守
[illegible]丹後守
戸田因幡守

[illegible]
松平長門守
[illegible]
[illegible]野守
[illegible]

沙門成沙門[illegible]

沙門成[illegible]
沙門成沙門[illegible]
沙門成沙門[illegible]

来九十二日夜[illegible]
[illegible]十二日

沙門成[illegible]出羽[illegible]
沙門成沙門[illegible]
沙門成沙門[illegible]

但[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

宝永八辛年写

[illegible]

[illegible]

同 [illegible]

同 [illegible]

同 [illegible]

[illegible]

[illegible]

同 [illegible]

[illegible]

同 [illegible]

[illegible]

同 [

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

水野忠三郎組合之書
手書

水野忠三郎

[illegible]
永井[illegible]組合之書

○ 福原小刑部
[illegible]

[illegible]
手書

[illegible]
手書

松平伊豆守組合之書
手書

松平[illegible]

第九十二回御面会別紙之趣申渡
御[illegible]
[illegible]

御[illegible]
[illegible]
[illegible]

安永又兵衛年記

寺社奉行に

来る十二日[illegible]三日

沖嶋[illegible]一日出船[illegible]

沖嶋出船[illegible]寺社領[illegible]相違[illegible]

[illegible]

記

右大嶋今度集

安永又兵衛年記

日光沖[illegible]

[illegible]

安永又兵衛年記

[illegible]

村上三十郎に

[illegible]

村上三十郎に

[illegible]

一日光沖山中英沖酒[illegible]大文門馬上停止[illegible]事

一日光　沖嶋鎮[illegible]

[illegible]

一伊勢山口、宮方府内ニ明ケ府ニて風聞
右之通日光ニ於ても聞ケ申候ニ付有馬喜
右ニて明渡候

寛永又兵衛年月日七日

山口孫右衛門宛

日光　伊勢社家ヶ　伊勢ヶ浦ヶ
還俗出家日光ヶ門徒ニ云
一日光ヶ上方ヶ門徒ヶ
拾人ヶ重ヶ事

一京ヶ上方ヶ接番ヶ
中ヶ為ヶ事

組頭ヶ百ヶ両ヶ接番ヶ人ヶ事
右之通組頭ヶ孫ヶ連ヶ

中月
右之通御

寛永又兵衛年月日九日

山口孫ヶ

三万石御門跡ヶ
大坂ヶ御番ヶ

出雲国之名所名社
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 差急ぎ候節 [illegible] 相渡人数 [illegible] 候節 [illegible]
朱印 [illegible] 打 [illegible] 書 [illegible]
一 右目録 [illegible] 相渡 [illegible] 人数 [illegible] 候節 [illegible] 朱印 [illegible] 打
[illegible] 申 [illegible]
右之通 [illegible] 候節 [illegible] 通 [illegible]
右令條承

安永又兩申年正月

[illegible]
[illegible]

松平[illegible]

目録

御[illegible]集 [illegible]御[illegible]候節 [illegible]
右大[illegible]令[illegible]集

安永又兩申年正月

[illegible]遠[illegible]厳[illegible]月[illegible]十[illegible]
[illegible]

一 日光 御社参

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

安永元年壬申年閏月

大月小月

御家督之日前之出書ニ無之候ハ 御家督之後

及ル出書ニ相違ニ成ル 此 御家督後

大納言様ニ 御月見之儀ハ

但 御家督之出書ニ相違之儀ニ付 御家督之日

[illegible] 四月ニ成 御月見ニ成ル

安永元年壬申年閏月

一 御家督以後之

御月見之儀ハ無之

御家督之日ハ無之

大納言様御通夜

御月見之儀ハ無之

御家督

西湖之方銀杯

結元

御書院御膳之方

月次御献之儀

御月見之儀

常盤之方

但御献之初ハ実ニ初ル

御代官

同 橘子

結元 橘子

蓮之方銀杯結

同 橘子

其外御書院

右大歳令法集

安永又兵衛年月

一晃　浮象集之内

外様国持外

譜代国持外

右ハ令之事

国持国持外

右ハ令之事

但浮世相撲ハ、二番之通

一還俗之事

右同

但還俗願ハ二番之通

右之通ハ令法之通

月日

右ハ明屋敷

安永又兵衛年月

大目付

目付

日晃

浮世絵師之事ハ絵師之内

右之通之旨可申渡者

右令條

寄永元年甲寅年正月十二日

六月朔日

一 右五摩屋水野出羽守殿光の御家内に御暇を賜ひ伏見御番之

仰蒙り出羽守殿差下され伏見御番之

右之通被仰渡者

右令條

寄永元年甲寅年正月

六月朔日

正月十二日

出羽守殿

表向出仕之所不苦

右之通被仰渡者

正月

正月廿二日

右不時無家

寄永元年甲寅年正月

六月朔日

正月十二日

出羽守殿

表向出仕之所不苦

右之通被仰渡者

正月

右大隈守殿

安永八己酉年正月十三日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

正月十三日

安永八己酉年正月四日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

遠江国厳中院

大月孝[illegible]

一廿日　曽禰之帝　[illegible]

[illegible]

十月十九日

安永元年　十月十九日

佐渡国厳中院

[illegible]

廿日　曽禰孝子[illegible]

[illegible]

十月十九日

右令條[illegible]

安永元年　十月十九日

[illegible]

廿一日[illegible]

[illegible]

十月十九日

安永之丙申年正月

正月廿日

一日光山

御社参御供ニ参ル 御宿ハ 御番所ニ相詰 御参詣ハ

大猷院様 御霊屋不ハ 御参詣ニ

一御位牌参ル

安永之丙申年正月廿二日

大月朔日

図書様ニ長男正

嫡子大

[illegible]

[illegible]

正月朔日

諸書院御出

布衣以上出仕人

右今度日光

御社参ニ御供ハ 御番所ニ相詰 御参詣ニ 御宿ハ

[illegible]

但ハ 大月朔日ニ 御参詣ニ

正月

[illegible]

安永又丙申年五月

大月ニ

今年ニ而相定候御法度之通ニ来十三日御能之節
若上様ニ而

又月十日

安永又丙申年又月

小月ニ

又月十二日

御能ニ付

表向之儀ニ

安永又丙申年又月

大月ニ

東叡山ニ
表ニ而之儀

今度日光　御法相済候ニ付十三日御能ニ
て被仰付候ニ付而ハ有之也撰ニ元来
者今表向ニ出ル事ニ而及ハ
撰ニ通ニ而ハ

又月十二日

安永又丙申年又月

大月ニ

明十三日御能見物ゟ後者ゟ長四郎ゟ出孔ゟ
交替ニ家ゟ表ニ家御能見物以後御孔ゟ取ニ来ル十二日ゟ
脇ゟ老中豊後守ゟ上ル事
右之通下ル事

又月十二日

安永又丙申年又月十二日

大月ニ

二世度目光　御社参相済ニ付ニ十九日ニ出孔ゟ
出孔ゟ後者ゟ長四郎ゟ取ニ来ル

安永又丙申年又月

大月ニ

今日御能見物ニ後者ゟ長四郎ゟ出孔ゟ交
替ニ家ゟ表ニ家御能見物ニ出孔ゟ後者ゟ取ニ来ル十二日ゟ出孔ゟ後者
先達相定ル通ニ後者ゟ取ニ来ル十二日ゟ出孔ゟ
豊後守ゟ一ル事
右之通下ル事

又月十二日

安永五丙申年五月十二日

大目付中より

一去る巳年相撲場為出銀差出申候者共

相対ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

安永元丙申年五月十七日

右同月分ニ

明十八日御祓ノ為日光権現新宮并摺上ヶ其外出家中

ヘ御使ノ為ノ付物

五月十七日

安永元丙申年五月

寺社奉行ヘ

明十八日御祓ノ為書付ヲ以東叡山ヘ寺社

[illegible]物三宮ヲ以摺上寺ヘ文ヲ以物授ル 修験ハ通院ヘ

御使者ヲ以書面ヲ以合掌院護持院ヘ文ヲ以物授ル

一紀伊国山寺ハ

御使ノ為ノ付物ハ久世右京大夫殿ヘ別限ヲ以ル

五月十七日

右大隅守殿ヘ

安永元丙申年五月十七日

右同月分ニ

五月十九日御祓ヲ受ル中人ヘ受ル事

右宣教類典

安永五丙申年八月廿五日

八月廿七日

晃　御社参ニ付被仰出

大須賀藩内廃寺之儀　出羽守遠江守

大須賀藩ニ

西丸老中　御目見以上

出仕之分

右出羽守遠江守

一表向御公方様ニ而被仰出

一奥向御用人被仕之面々ニ而出羽守遠江守

右之通ニ而出羽守

八月

右大隅守清茂

安永五丙申年八月廿五日

出月番ニ

同御目見以下

出仕之分

右出羽守遠江守

[illegible]

大納言様ハ市蔵殿ハ[illegible]

大納言様ハ　御[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月廿日

右天明集録

安永丙申年八月廿日

[illegible]

明廿七日

大納言様　御[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

安永丙申年八月廿日

一明廿七日

大納言藤原[illegible]　[illegible]

[illegible]

右今案録

安永五丙申年九月

日光

[illegible]

太田備後守
[illegible]

村上三十郎

九月

安永五丙申年十月十日　七日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十月

右天明集録

安永又丙申年十二月朔日

[illegible]

[illegible]

右之今度目先 [illegible]

大納言家内府殿[illegible]

[illegible]

安永又丙申年十二月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紀三年四月校